

全国高校生中学生オリエンテーリング連盟規約

第一章 総則

(名称)

第1条 当連盟は、全国高校生中学生オリエンテーリング連盟（英文名 Japan high school and junior high school orienteering federation、略称 JHOF）と称する。

(事務所)

第2条 当連盟は、主たる事務所を千葉県千葉市美浜区に置く。

2 当連盟は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

(目的)

第3条 当連盟は、中等教育過程における部活動を中心とした青年期のオリエンテーリング活動を支援し、青少年の健全な心身の発達に資することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 高校生や中学生を対象とするオリエンテーリング競技会、練習会及び行事の開催及び開催支援
- (2) 高校生や中学生のオリエンテーリング団体や競技者間の交流及び情報交換の促進
- (3) 高等学校や中学校等におけるオリエンテーリングの普及
- (4) その他前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業

(公告の方法)

第4条 当連盟の公告は、電子公告により行う。

第二章 加盟員

(加盟員)

第5条 当連盟には次の加盟員をおく。

- (1) 正加盟員 高等学校、中学校、中等教育学校及び義務教育学校後期課程（以下「高等学校、中学校等」という）の部活動
- (2) 準加盟員 次のいずれかを満たす個人又は団体
 - イ 高等学校、中学校等の生徒及び教職員等を中心に構成された、部活動に準じた態様を有する団体
 - ロ 高等学校、中学校等に準じた学校等の部活動
 - ハ 理事会が正加盟員に準じると認めた個人又は団体
- (3) 個人加盟員 正加盟員及び準加盟員のない高等学校、中学校等に所属する生徒

2 前項の正加盟員及び準加盟員をもって社員とする。

(加盟)

第6条 加盟を希望する者は、理事会に届け出を行い、理事会が加盟の可否を決定する。

(経費等の負担)

第7条 加盟員は、当連盟の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 加盟員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(加盟員資格の更新)

第7条の2 加盟員の資格は、当連盟の事業年度の1年間とする。

2 加盟員が次年度も引き続き加盟を希望する場合は、当連盟の定める期日までに、理事会に対し継続の届け出を行わなければならない。

(脱退)

第8条 加盟員は、いつでも脱退することができる。ただし、1か月以上前に当連盟に対して届け出を行うものとする。

(除名)

第9条 当連盟の加盟員が、当連盟の名誉を毀損し、若しくは当連盟の目的に反する行為をし、又は加盟員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、総会の決議によりその加盟員を除名することができる。

(加盟員の資格喪失)

第10条 加盟員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 脱退したとき。
- (2) 解散したとき。
- (3) 1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総加盟員の同意があったとき。
- (6) 第7条の2第2項に定める継続の届け出を行わなかったとき。

(加盟員名簿)

第11条 当連盟は、加盟員の氏名又は名称及び住所を記載した加盟員名簿を作成する。

第三章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 加盟員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額

- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 規約の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとしてこの規約で定める事項

（開催）

第14条 当連盟の総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

（招集）

第15条 総会は、やむを得ない場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総加盟員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

（議長）

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

（議決権）

第17条 総会における正加盟員の議決権は、2個と所属する生徒の人数10名あたり1個（10名未満切り捨て）の合計とする。

2 総会における準加盟員の議決権は1個とする。

（決議）

第18条 総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 次の各号の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (2) 加盟員の除名
- (3) 監事の解任
- (4) 理事及び監事の責任の一部免除
- (5) 規約の変更
- (6) 事業の譲渡
- (7) 当連盟の解散
- (8) 吸収合併等

（議事録）

第19条 総会の議事については、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録を認証する。

第四章 役員

（役員）

第20条 当連盟に、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上15名以内

(2) 監事 2名以上3名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定し、代表理事をもって会長とする。

3 監事は、当連盟又はその子団体の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、この規約の定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、この規約の定めるところにより、当連盟を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当連盟の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第20条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総加盟員の半数以上であって、総加盟員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員の報酬等)

第26条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当連盟から受ける財産上の利益は、総会の決議によって定める。

(取引の制限)

第27条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当連盟の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当連盟との取引

(3) 当連盟がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当連盟とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第28条 当連盟は、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、社会通念上認められる範囲内で、理事会の決議により、免除することができる。

2 当連盟は、理事又は監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、社会通念上認められる金額とする。

第五章 理事会

(構成)

第29条 当連盟に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、この規約に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、この規約に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第34条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録を認証する。

(理事会規則)

第36条 理事会の運営に関し必要な事項は、この規約に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第六章 委員会

(委員会)

第37条 当連盟の事業を推進するために、理事会は委員会を設置することができる。

2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会規程による。

第七章 基金

(基金の拠出等)

第38条 当連盟は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当連盟が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第八章 計算

(事業年度)

第39条 当連盟の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第40条 当連盟の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 当連盟の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、規約及び加盟員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（剰余金の不分配）

第42条 当連盟は、剰余金の分配を行わない。

第九章 規約の変更、解散及び清算

（規約の変更）

第43条 この規約は、総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

（解散）

第44条 当連盟は、総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって解散する。

（残余財産の帰属）

第45条 当連盟が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、当連盟と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

附則

当連盟の最初の事業年度は、当連盟成立の日から令和3年3月31日までとする。

2 この規約は、制定の日施行する。

附則（2021年6月25日改正）

この規約は、2021年7月1日に施行する。

附則（2026年7月9日改正）

この規約は、2026年9月5日に施行する。